



タックスアップデート

2014年7月



EY

Building a better
working world

要約

法人所得税（CIT） – Circular 78/2014/TT-BTC (2014年8月2日より有効、2014 税務年度から適用)

課税所得

- ▶ 不動産の譲渡、投資プロジェクトの譲渡、投資プロジェクトの持分の譲渡による損失は、主な事業活動による収益と相殺することが可能です。
- ▶ 2013年以前に発生した上記の事業による繰越欠損金が、2014年においても残っている場合、当該事業活動の収益から相殺することが可能です。
- ▶ 倒産後の不動産の譲渡による利益は、事業活動による損失と相殺することが可能です。

損金算入費用

- ▶ 2千万ドン以上の金額を現金以外の方法で支払う場合、損金算入費用として認められるためには、取引に関する証憑が必要です。
- ▶ 9席以下の車両を廃棄するために、その帳簿価格を計算する場合には、ベトナム会計基準に従って計算された減価償却累計額を使用することが認められます
- ▶ 税務署へ材料の標準消費量を登録する必要はなくなりました。
- ▶ 給与の未払額が、期末日から6ヶ月以内に使用されず残る場合、当該の費用を減少させる必要があります。
- ▶ 飛行機の搭乗券の半券は、損金算入費用として認められるための重要な条件にはなりません。
- ▶ 損金算入費用が認められる従業員への任意保険及び積立金の費用の上限は100万ドン/人/月となります。
- ▶ 取引先への贈答品に対する費用は宣伝広告費用に含まれることになりました。
- ▶ 販売活動により広告宣伝として使用される物品の原価には、購入代価、輸入関税、特別消費税及び環境保護税が含まれます。
- ▶ 固定資産の初期投資時に発生した為替差損益は5年間以内に割当て計上されます。
- ▶ カジノ及び賞品付きのゲームに関する管理費は売上高の4%が上限となります。
- ▶ 契約書に基づき外国契約者及び個人に代わりに負担・納税した法人税及び個人所得税の金額は損金算入費用と認められます。

税率

- ▶ 法人税率は、2014年1月1日より22%、2016年1月1日より20%となります。
- ▶ 会計年度が暦年ではない場合、暦年に基づき課税所得を割り当てて法人税を計算します。

資本持分の譲渡

- ▶ 資本持分の売却に関する所得を計算する際、その当初の資本取得に対する借入利子は、売却原価に含まれます。

不動産の譲渡

- ▶ 前受金、宣伝広告費、マーケティング費、販売促進費は不動産を譲渡した年度に計上されることとなります。

優遇税制

- ▶ 会計帳簿にて各事業の収益と費用を区別できない場合、収益又は損金算入費用の割合に基づいて、法人税の計算のために収益及び費用を按分して計算します。
- ▶ 2014年1月1日の以前に投資ライセンス又は投資証明書を取得した新規プロジェクトで、いまだ投資中のプロセスであり、事業活動を開始しておらず、収益が発生していない状況で、投資ライセンスの修正を受ける場合、このCircularに規定される優遇税制が適用されることとなります。
- ▶ 事業拡張：
 - ▶ 事業拡張プロジェクトはDecree 218/2013 に規定する奨励分野、奨励地域において又は規定されている条件の3つの中の1つの条件でも満たす場合は、法人税の優遇税制を受けるための2選択肢の中から選ぶことが可能です。
 - ▶ 事業拡張プロジェクトはDecree 218/2013 に規定する奨励分野、奨励地域において、規定されている条件の3つのうち、1つでも条件を満たさない場合は、進行中のプロジェクトに関する優遇税制を適用することとなります。
 - ▶ 事業拡張プロジェクトがDecree 218/2013 に規定する奨励分野、奨励地域にない場合は、優遇税制を受けられません。

有効

- ▶ 2014年1月1日の以前の事業拡張プロジェクトは2014年1月1日以降に実行され、収益が発生する場合は、このCircularに規定される優遇税制を受けることができます。

法人所得税 (CIT)

2014年6月18日付の Circular 78/2014/TT-BTC が最近になり発行され、2013年12月26日付の Decree 218/2013/ND-CP に規定されている法人所得税法の実施に関する具体的なガイダンスが提供されています。この Circular は2014年8月2日より発効され、2014年度から適用されます。重要な変更点は以下のとおりです。

課税所得

- ▶ 不動産の譲渡、投資プロジェクトの譲渡、投資プロジェクトの持分の譲渡（天然資源の探検、探査の活動を除く）により発生する損失は、主な事業活動による収益（その他収益も含む）と相殺することが可能です。
- ▶ 2013年以前の不動産の譲渡、投資プロジェクトの譲渡、投資プロジェクトの持分の譲渡（天然資源の探検、探査の活動を除く）による発生した繰越欠損金は、不動産の譲渡、投資プロジェクトの譲渡、投資プロジェクトの持分の譲渡により発生する収益と相殺する必要があります。全て相殺出来ない場合、残りの損失は2014年度の主な事業活動による収益と相殺することが可能です。
- ▶ 企業を倒産する際には、倒産決定書が発行された後、企業の固定資産として不動産を譲渡する場合、当該利益は不動産が譲渡された税務年度に発生した事業活動による損金（前期から繰越欠損金も含める）と相殺することが可能です。
- ▶ 贈答品としてのサービス・商品に対する課税所得は、贈答品を渡す時点における市場での同様のサービス・商品の販売価額に基づいて価格を確定するという規定が削除されました。

損金算入費用

- ▶ **現金以外の方法による支払**：現金以外の方法にて2千万ドン以上の金額（VAT含む）の支払いを行った場合、その支払いが損金算入費用として認められるためには、適正に支払ったことを示す証憑が必要です。Circular 78/2014により、現金以外の方法による支払いが、実際になされていない場合においても、費用として計上されていれば、損金算入費用として認められます。しかしながら、現金以外の方法にて支払うことを示す資料がない場合は、損金算入費用から除外されます。
- ▶ **9席以下の車両を廃棄する際の帳簿価額**：Circular 78/2014により、9席以下の車両を廃棄する場合には、帳簿価額は固定資産の取得原価から、ベトナム会計基準に従って計算された減価償却累計額を控除した金額となります。
- ▶ **標準材料消費量**：Circular 78/2014により、税務署へ標準材料消費量を登録する必要はなくなりました。この結果、標準材料消費量は、自社で計算し、保存することになります。

- ▶ **家庭及び個人から商品・サービスを購入する場合（農産物、手工業製品、廃棄物を除く）：**購入額が1億ドン/年間以下で、規定されている購入商品・サービスの一覧を用意できる場合は、当該の費用が損金算入費用と認められます。
- ▶ **未払給与：**未払給与が期末日から6ヶ月以内に（以前の規定は12ヶ月）使用されなかった場合、次年度に備え当該の費用を減少させる必要があります。
- ▶ **飛行機の半券：**飛行機の半券の保存は、損金算入費用が認められるための重要な条件になりません。代わりに、電子のチケット、出張の決定書、現金以外の方法にて支払った証憑などを準備する必要があります。
- ▶ **従業員のための任意保険及び積立金の料金：**Circular 78/2014により、従業員のために納付した生命保険料及び積立金の費用は損金算入費用として認められますが、損金費用として認められる上限は一人あたり月額100万ドン（約50ドル）となります。それ以上の金額は損金として認められません。
- ▶ **宣伝広告費用：**贈答品として取引先に提供される商品やサービスに関する費用は宣伝広告費に含まれることになりました。Circular 78/2014により、販売活動目的により広告宣伝として使用される物品の原価には、購入代価、輸入関税、特別消費税及び環境保護税が含まれます。
- ▶ **為替差損益：**固定資産の初期投資に発生した為替差損益は会計帳簿とは別に記録し、投資の開始から5年間以内に財務収益/費用として割り当てて計上します。
- ▶ **カジノ及び賞品付きのゲームに関する管理費：**Circular 78/2014により、カジノ及び賞品付きのゲームに関する管理費は、売上高の4%が上限とされます。
- ▶ **外国契約者税（FCT）、個人所得税（PIT）：**Circular 78/2014により、契約書に基づき外国契約者及び個人に代わりに負担・納税した法人税及び個人所得税の金額は損金算入費用と認められます。

繰越欠損金

- ▶ 前期からの繰越欠損金は、関連する期間の免税額を差し引いた所得から相殺することになります。

税率

- ▶ 法人税率は、2014年1月1日より22%となります。（2016年1月1日より20%。）
- ▶ 会計年度が暦年ではない場合、暦年を基準として、課税所得を按分計算し、暦年に割り当てて計上します。例えば、暦年で2014年の期間に発生する所得については22%を適用することになります。

資本持分の譲渡

- ▶ 資本持分の売却に関する所得を計算する際、その当初の資本取得に対する借入利子は、売却原価に含まれます。

不動産の譲渡

- ▶ 不動産会社が、工事の進行に応じて顧客から前受金を受け取る場合、その前受金は法人税の対象となります。販売前の段階で発生した宣伝広告費、マーケティング費、販売促進費は、前受金を受け取った年度ではなく、不動産を譲渡した年度に計上されることとなります。

優遇税制

- ▶ **収益/費用の割当**：いくつかの事業を会社が行っており、会計帳簿において各事業の収益と費用が区分できない場合は、優遇税制対象となる法人税の計算のために、収益の割合又は損金算入費用の割合に基づいて、収益及び費用を按分計算します。
- ▶ **新規プロジェクト**：2014年1月1日の以前に投資ライセンス又は投資証明書を取得した新規プロジェクトで、いまだ投資中であり、事業活動を開始せず収益が発生していない状況で、投資証明の修正を行う場合は、このCircularに規定される優遇税制を適用されることとなります。
- ▶ **事業拡張に対する優遇税制**：
 - ▶ 事業拡張プロジェクトはDecree 218/2013 に規定する奨励分野、奨励地域において、または規定されている条件の3つのうち（固定資産原価の価値、固定資産原価の比率、追加のキャパシティー）、1つでも条件を満たす場合は、(i)進行中のプロジェクトに対して残りの期間のみ優遇税制を適用するか (ii) 同様の分野、地域における新規プロジェクトと同じ期間の間、事業拡張による所得の増加分に対して優遇税制を受けるかという2つの選択肢から選ぶことが可能です。
 - ▶ 事業拡張プロジェクトはDecree 218/2013 に規定する奨励分野、奨励地域において、規定されている3つの条件のうち、1つでも満たさない場合は、進行中のプロジェクトに関する優遇税制が適用されることとなります。
 - ▶ 事業拡張プロジェクトはDecree 218/2013 に規定する奨励分野、奨励地域ではない場合、優遇税制は受けることはできません。

事業拡張に関する収益が個別に把握できない場合、(i) 事業拡張のために使用する固定資産の価値と実際に事業に使用されている固定資産総額との比率、又は(ii) 拡張に関する投資金額と実際に業務において使用されている投資総額の比率という2方法のうち、1つの方法に基づき、計算することが可能です。

有効

- ▶ 2014年1月1日の以前の事業拡張プロジェクトで、2014年1月1日以降に収益が発生する場合、Decree 218/2013 に規定する奨励分野、奨励地域においてのプロジェクトは、このCircularに規定される優遇税制を受けることができます。

Contact

For more information on this Tax Update or our Tax & Advisory Services of EY Vietnam, please contact:

Hanoi Office

Huong Vu Partner
huong.vu@vn.ey.com

Trang Pham Partner
trang.pham@vn.ey.com

Japanese Business Service

Junichi Harada Manager
junichi.harada@vn.ey.com

Korean Business Service

Kyung Hoon Han Manager
kyung.hoon.han@vn.ey.com

Ho Chi Minh Office

Christopher Butler Partner
christopher.butler@vn.ey.com

Nhung Tran Partner
nhung.tran@vn.ey.com

Think Xuan Than Partner
think.xuan.than@vn.ey.com

Thy Thi Anh Huynh Director
thy.anh.huynh@vn.ey.com

Japanese Business Service

Takahisa Onose Director
takahisa.onose@vn.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2014 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.

APAC No. 16000100

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com